

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公表番号】特表2004-525788(P2004-525788A)

【公表日】平成16年8月26日(2004.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-033

【出願番号】特願2002-557574(P2002-557574)

【国際特許分類】

B 3 2 B 11/04 (2006.01)

B 3 2 B 11/08 (2006.01)

B 3 2 B 15/08 (2006.01)

E 0 1 D 19/08 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 11/04

B 3 2 B 11/08

B 3 2 B 15/08 N

E 0 1 D 19/08

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の層構造；

(i) 5~10mmの金属、

(ii) 10~300mmのピチューメンを含む混合物、

(iii) 5~10mmの金属、

を有する複合材料要素。

【請求項2】

(ii)として、無機フィラー及び/又は合成樹脂を有するピチューメン混合物を含む請求項1に記載の複合材料要素。

【請求項3】

(ii)として、SBS、SBR、SIS、EPDM、ポリオレフィン、エチレン-アクリル酸ブチル、エチレン-酢酸ビニル、及び/又はエチレン-アクリル酸メチルを有するピチューメン混合物を含む請求項1に記載の複合材料要素。

【請求項4】

DIN52010による針入度が0.1~80mmである、DIN55946第1部のピチューメンを含む請求項1に記載の複合材料要素。

【請求項5】

DIN52011による軟化点が50以上であるピチューメンを含む請求項4に記載の複合材料要素。

【請求項6】

8~30%のアスファルテン含量を有するピチューメンを含む請求項1に記載の複合材料要素。

【請求項7】

酸化ビチューメンを含む請求項 1 に記載の複合材料要素。

【請求項 8】

層 (i) と層 (i i i) の間への、溶融又は軟化ビチューメンを含む混合物を導入する、請求項 1 に記載の複合材料要素の製造方法。

【請求項 9】

溶融又は軟化した (i i) を、 (i) の表面に施して、次いで溶融又は軟化した (i i) へ (i i i) を固定する、請求項 1 に記載の複合材料要素の製造方法。

【請求項 10】

(i) 及び (i i i) への (i i) の接着結合を含む、請求項 1 に記載の複合材料要素の製造方法。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の複合材料要素を含む土木工学作業用部材又は船舶。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 9】

すなわち、次の層構造；

(i) 5 ~ 1 0 m m の金属、

(i i) 1 0 ~ 3 0 0 m m のビチューメンを含む混合物、

(i i i) 5 ~ 1 0 m m の金属、

を有する複合材料要素である。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 8】

(i i) として好適に使用される物質は、S B S (スチレンブタジエンスチレン)、S B R (スチレンブタジエンゴム)、S I S (スチレンイソプレンスチレン)、E P D M (エチレンプロピレンジエンゴム)、エチレン - アクリル酸ブチル、エチレン - 酢酸ビニル (E V A)、エチレン - アクリル酸メチル、及び / 又は、例えばポリエチレン、ポリプロピレン、エチレンプロピレン共重合体等のポリオレフィンとのビチューメン混合物である。これらの合成樹脂とのビチューメン混合物は、種々の文献に記載されており、通常、当業者にはありふれたものである。添加物として適した合成樹脂は、ドイツの E l e n a c G m b h から販売されており、例えば、商標 L u c o b i t がある。この合成樹脂、特にこのポリオレフィンは、2 0 0 0 0 ~ 1 0 0 0 0 0 0 g / モル の数平均分子量を有すると好ましい。ビチューメン混合物中の合成樹脂の含量は、それぞれの場合の (i i) の全質量に対して、通常、0 ~ 3 0 質量 %、好ましくは 0 ~ 1 3 質量 % である。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 9】

本発明の目的のための無機フィラーの例には、石膏、硫酸バリウム、砂、セメント、及び / 又は岩粉がある。これらの無機添加物は、ビチューメンの添加物として種々の文献に記載され、公知である。これらの粒径は、通常、1 ~ 7 5 μm であり、また砂の場合には通常、0 . 0 8 ~ 2 m m である。しかしながら、より大きな粒子も適切に使用することが

でき、例えば4mm以上、好ましくは4～10mmの粒子の大きさを有する砂利が、この目的のために知られている。ビチューメン混合物における無機フィラーの含量は、それぞれの場合の(iii)の全質量に対して、通常、0～90質量%、好ましくは0～50質量%である。